

◎開 会

委員長 ただいまから平成14年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日提案されている議題は、議案1件及び報告等1件でございます。

◎議案第70号

委員長 初めに、議案第70号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

保健体育課長 議案第70号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明をいたします。

学校医として多年にわたり学校保健の管理と指導に尽力された猪上俊雄学校医が、平成14年11月5日に死亡されました。

よって、猪上俊雄学校医の多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定に基づき、感謝状並びに記念品を贈呈するものとする。

平成14年11月21日提出。

提案理由でございますが、学校医としての多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

次のページに推薦調書がございます。功績の概要でございますが、そこにもございますように、猪上先生は昭和31年に矢切小学校に学校医として就任され、46年の永きにわたり学校保健の管理と指導に尽力された方でございます。

なお、後任につきましては、すでに各種健診終了しており、またほかにお2人の学校医さんがいるということから、本年度は欠員のままで、来年度よりしていただくよう医師会にお

願いをしているところでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございます。

猪上俊雄先生、46年の長きにわたりまして、矢切小学校の学校医をお務めいただきました。去る11月5日にお亡くなりになりましたので、生前の学校医としての多大な功績と労苦に感謝の意を表するということでもあります。

檜山委員 この方は私の先輩になるんですが、医師会入会が昭和28年と医師会員の中でも最も古い一人です。学校医としては、医師会の中では一番長期にわたっての学校医じゃないでしょうかね。

委員長 46年ですからね。

檜山先生 はい。

委員長 もう何も異論のないところかと思しますので、この議案70号につきましては原案どおり決定させていただきたいと思います。

改めて、猪上先生に本当に深く感謝を申し上げ、かつご冥福をお祈り申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

議案は以上でございます。

◎報告等

委員長 それでは、続いて報告に移りたいと思います。

「卒業生への指導要録の開示について」をどうぞ。

学務課長 今、指導要録の開示請求が出ております。

個人情報の開示請求でございまして、市内の公立中学校第2学年在籍生徒の保護者からでございます。小学校時代のその子の指導要録を開示してほしいと、そういう請求が出ております。

また違う学校で中学3年生が、今在学している中学校のときの1年生のときの要録を開示してほしいという、そういう話も出てきておりまして、その2つについてご報告いたします。

これまでは、在校生の要録の開示というのはございませんでした、松戸市は、卒業生にお

いて開示が過去にされたのがございます。平成12年に請求されました。今、用紙を配らせていただきましたが、1枚目が学籍関係といいまして、住所とか生年月日、保護者等について、学籍の元になるものが記載されておる用紙がでございます。様式1でございます。

2枚目ですが、裏おもてがついている方ですが、これは様式2という、これは指導に関する記録ということでございます。小学校6年間でこれは学習の記録、それから特別活動の記録ということで、顕著なものに、優れていたものに丸をつける。

それから、裏の方にはこの行動の記録と出席の記録などがございます。それぞれの項目に所見という部分があると思うんですが、学年ごとに担任の先生がこういう活動をしていたということを具体的に書いている欄がでございます。この所見については、松戸市は平成12年には開示しておりません。

今回につきましては、これは一人一人開示請求あったことについて検討しまして、所見も含めて開示していこうと、そのように考えております。

基本的な考え方で、なぜ所見も含めて開示まで踏み込むかということでございますが、その報告の方の資料の方に入っておりますが、まず基本的には、1ページにあります松戸市の個人情報の保護に関する条例、これに基づいて考えていくことが大切だと、そういうふうに考えております。その中で個人情報の開示の中の第10条の3でございますが、市の機関は、第1項の請求があった場合において、当該請求に係る個人情報が次の各号の一に該当するときは、当該個人情報の記録を開示しないことができるということですから、原則的には開示していくというふうに考えております。

その中の(1)というのが該当するかなと思うんですが、個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの、あるいは開示することによって、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの、この観点から、その他公益上云々というようなことがあります。この大きな(1)、(2)の観点からやはり一つ一つ精査していくことになるのかなと考えました。

では本人に知らせないことが正当ということはどういうことかということ、客観的に本人の不利益になることが書かれているかどうかというようなことがあるかなと思います。その後の相談、指導等の効果を上げられなくなる、情報提供者等の第三者のプライバシーを侵害したり信頼を損なうことになる、事務の公正が失われたり、目的が確立しがたい、これは卒業した子どもにつきましては、②、④についてはもうあり得なくなるかなと考える。また①、③につきましては、これは一つずつ事案を見ながら、これは判断していけばいいんじゃない

かと。今回請求があったものについては、これらについては該当するものはないだろうという形で所見のところまで開示に踏み込んでございます。

2 ページ目の方につきましては、国の方でも個人情報基本法制定等、そういった流れの中で、指導要録について教育課程審議会の答申が出ております。基本的には、指導要録の本人への開示については、個人情報保護基本法の基本的な考え方に基づいて対応する必要がある。原則は、特に支障がなければ開示していこうという線があるわけです。

(2)に、指導要録を本人に開示するに当たってはというところから読みますと、先ほどの松戸の条例とほぼ同じ考え方になっているというふうに考えます。

その、2 ページ目の後半の方には、大阪の方の審議会の結果等載っております。そこら辺を加味していきましても、特別、松戸市で非開示にするというそういう理由は見当たらないのかなとうふうに考えております。

平成12年に松戸市の教育委員会としては所見欄を非開示とするという形で部分開示の踏み切りをしております。この理由の判断としましては、指導要録は継続的に適切な指導、教育を行うための基礎資料であり、教師の間で使用される内部文書としての性格が強いので、児童や保護者に開示しなという前提で記入され、取り扱われている。こういうことでありましたので、開示することによって、そういう内部文書としての意味合いがなくなると、適正な事務がなくなるといふ、そういう観点に立っていたものでございます。

とりわけ指導要録の所見は、教師が情報を収集し、専門的見地から総合的に判断して、公正かつ客観的に児童のありのままを記載することが必要とされている。

今回ですね、そのこのところを踏み込むについて5 ページをちょっと開いていただきたいというふうに思います。指導要録そのものの考え方もかわってきておりまして、昭和52年の指導要録というのは、そのままありのままに書くということが原則でございまして、52年度の指導要録は総合的に見た場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入すること。それから、その児童個人として比較的優れている点又は劣っている点など、各教科の学習全体を通して見られる児童の特徴に関することということで続けております。

平成12年に開示請求されたものは、この52年度から始まっていたこの方針に基づいていた指導要録でございます。

それが平成4年度の指導要録、または考え方、また様式も変わりがまして、現在、お配りしたお手元にあるその様式でございまして、この平成4年度からは総合的に見た場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入すると。それから、児童の長所を取り上げることが基本

となるよう留意する。その児童個人として比較的優れている点など、各教科の学習全体を通して見られる児童の特徴に関することということにかわってきております。

簡単に言っちゃいますと、今までは悪いところもいいところもありのまま書きなさいと、平成4年度からはですね、子どものいいところを書くようにしなさいと、そして今回請求出しているのが、この平成4年度から書かれてきた指導要録でございます。そうしたときには、子どものいいところを基本に書かれているものでございますので、特段非開示にする理由がなくなる。

それから、または在校生の開示につきましては、これにつきましては、また5ページの後半の方から書かれているんですが、先ほどもありましたように、基本的にはスタンスとしては開示という方向で考えていきたいと考えております。四角の中に、市の機関は、第1項の請求があった場合において、当該請求に係る個人情報に次の各号の一に該当するときは、当該個人情報の記録を開示しないことができる。(1)個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの。これについて具体的にちょっと予想してみましたときに、6ページの方になるんですが、ここに客観的に本人の不利益になるとか、あるいはその後の相談・指導等の効果を上げられなくなる。卒業生の場合は、この②についてはもうあり得なくなりますので、在校生についてはその後の相談・指導等の効果を上げられるかどうかということをお勘案して開示にしていかなきゃならん。それについては校長の意見を聞きながら、校長以下職員がその子の指導していくときにマイナスの働きをするには、これを開示をしないということを考えていかなきゃならないかなと、そういうふうに考えております。

具体的にどのような記述が該当するかというと、本人に秘密にされている病名とか病歴とか、あるいは本人に秘密にされている家族関係とか血縁関係とか、そういったことも当然あるかなと。そういったことも記載されているときがある。

それから、その後の相談・指導等の効果を上げられなくなるというのは、これは難しいんですが、開示することによって、具体的にやはりマイナスに働くだろうということです。原則として悪いことは書いてないということはあるんですが、悪いことを書いてないことがわかることによって、マイナスに働くというケースが出てくるなかと。そういったケースにつきましては、その子どもの状況と内容によって、あるいは指導上・相談に困難が来すというのは、そういったケースは出てくると思います。そういった観点からは、7ページの方に書いてありますが、在校生、指導を要する在校生への指導要録開示に対しては、個々の議案に

応じて、本人・保護者・学校に与える種々の影響を考慮して検討していきたいなど、原則としては開示の方に踏み切ると、そのように考えております。

以上でございます。

委員長 今お聞きのこととございますけれども、何か先生方……

檜山委員 1つだけよろしいですか。

この開示の請求者というのは、現状では限定されているんですか。

学務課長 それは当然本人のプライバシーの問題ですから、本人または、これは未成年者でございますので、保護者ということを考えておまして、これは保護者の方でございます、これは間違いなく。

檜山委員 例えば警察とかマスコミとか……

学務課長 そういったものに関してはですね、これはもう対象外というふうに考えております。本人のものでございます。

教育長 提案させていただいておりますこの件は、情報公開条例による公開請求ではなくて、プライバシー保護条例の中の自己の情報に関する開示請求権を行使してきた場合のことを想定しております。公開条例によってきた場合には、これは第1級の個人情報ですから、すべて……。

檜山委員 裁判所から求められた場合は……。

学務課長 裁判所から求められましたらですね、裁判官の方から正式な依頼文が大体学校の方に行きまして、その内容に応じて学校が判断していくような形です。これは個人情報保護云々、そういうレベルではなくなるかなど。

檜山委員 それと、その保護者の認定といいますか、それは学校へあらかじめ届けられた時点の保護者ですか。

学務課長 この要録に保護者が書かれておまして、届けられておりますし、この窓口に来たときにですね、それを身分を明かすもの、基本的に運転免許証等で確認させていただいております。

檜山委員 その辺のトラブルってないですかね、私が保護者だと、違う第三の保護者が出てきたり……。

学務課長 一般論としてはそういうことはやはり当然あり得ますので、先ほどのお話ししたような免許証とかそういう公的なもので身分を確認、本人あるいはその保護者であるということを確認しながらやります。

委員長　難しいものだな。しかしあれですか、こういう指導要録の中で子どもを余りありのまま書かないということになるとね、これ指導要録の意味が半減しますよね。こういう長所だけ書きなさいということで、結局当たり障りがないからみんな開示しちゃって構わないよということだけれども、しかしやはりその学校の中で、やはり本当にその子どもを指導しようとするれば、ある内部だけでの何かということやはりある程度あり得るわけでしょう。こういう点はやはりこの子は気をつけなきゃいけないよということをおね。

学務課長　基本的に、今の教育の方向が、その子の個性、長所を伸ばしていこうということですから、それで1年間あるいは6年間、3年間それぞれ指導したものについての記録を残していこうということですから、原則いいところを書いていこうということになるのかなという判断しておりますが、

ただ、やはりまずいこともやはり当然出てくるかなと思います。個人につきましては原則やはり、恣意的に書くということが一番まずいこととございまして、指導したそういったことがある場合、事実を記載するというところまでは否定しておりませんので、本人にとってはマイナスというか、嫌な思いはするかもしれませんが、事実は事実として書くということは、まだしておりますので、その中でこういう事実があったということは、具体的には非行問題や何かあってもですね、そういったことは書いていくことはあり得るかなと。基本的に恣意的なことは避けていく。

委員長　しかしそれを書くと、やはり今度は開示しないわけですか。

学務課長　それは事実でございますから、これについては開示していくのは構わないと、そういうふうに考えております。

委員長　そうですか、そこまではっきり覚悟を決めればね。

教育長　開示を決めましたら、中身がいいから出す、悪いから出さないというわけにいきませんで、卒業生の指導要録に関しては、原則開示の方向にしなければならない。

いずれこれも開示せざるを得ない方向性がありますし、大体どこの学校の裁判でも、開示請求の裁判ではほとんど負けてます、開示しないことについて、随分かわりました。

情報公開、プライバシー保護の先進地のアメリカで今から20年ぐらい前でしょうかね、あるAさんという女性がかかなり優秀な方だったそうなんですけれども、ホワイトハウスのスタッフに応募して、成績が抜群にいいというのはわかっていますけれども、1番、2番でペーパーテストを受けた。どういうわけだか毎年落ちてしまう。おかしい、おかしいと自分の個人情報記録の開示請求を取り寄せたところ、精神病歴ありとか、盗癖があるとか、全く事

実無根のデータが掲載されていたと。それを取り寄せてわかったので、今度、情報公開法を使ってホワイトハウスから試験の結果やみんな取り寄せて、全部理解させて、それで翌年は合格したと、そういう事実記録が書かれてあるのを当時読みましたけれども、アメリカでもそういうことはあるんだと思うし、本当はアメリカだからそれをきっちり訂正すれば、すんなりと合格する。日本では、訂正しても、あれはそういうことをやったやつだから、やっぱりやめようということになる。だからそういうことがなくなれば、公正、正当に条例でも法律でも機能していくだろうというふうに思います。落ちつくまでにはまだまだ時間がかかるなと思ひまして、これをやれば、さらに次のトラブルも発生しますけれども、開示しないで発生するトラブルよりも、開示して発生するトラブルを受けることの方が前向きでいいだろうと私は思います。

委員長　よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員長　ありがとうございました。

それでは、その他として「昔の松戸を語る会」についてお願いします。

博物館次長　「昔の松戸を語る会」の開催についてご報告させていただきます。

委員の皆さん方に大変ご心配をいただきましたお年寄りの方から昔の話を伺う件でございますが、遅くなりましたが、11月26日、来週の火曜日にお集まりをいただきまして、話を伺うことにいたしました。

目的でございますが、松戸市通史編刊行後の歴史的な問題及び当時気づかなかった問題等につきまして情報を収集し記録することでございます。

方法といたしましては、情報提供をしていただける方にお集まりをいただきまして、座談会形式で行いたいというふうに考えております。

情報を提供していただく方でございますが、飯沼委員さん初め、新松戸郷土資料館長の大井弘好さんからご推薦をいただきました5名で座談会を開催したいというふうに考えております。

メンバーでございますが、大井弘好さん、新松戸郷土資料館館長を現在されておりまして、また松戸市史編さん委員会の委員をされておりまして、

渡邊幸三郎さん、松戸市内の校長先生をされておりまして、

石崎正吾さん、松戸市の収入役をなさっておりまして、

それから、臼倉玄純さん、この方も松戸市内の小学校の校長先生をされておりまして、

秋本勝造さん、松戸史談会の会長を以前されておりました。

以上5名の方で座談会を開かせていただきたいと考えております。

また別に、訪問というような形で中村重一郎さん、この方には松戸市議会議員、松戸市農協の理事長をされていた方でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

飯沼委員 どうもありがとうございます。

このような形でお話をする機会がありますと、皆さんいろいろな昔話を語ってくれると思いますし、そこから、こういう方もいたんじゃないかと、また違う方のお名前も出てくると思いますので、そういう方も含める形になるかどうかは今後の課題でしょうけれども、皆さんそれぞれ松戸について造詣の深い方ですので、こういう企画をしていただいて、大変うれしく思います。

ありがとうございました。

委員長 どういう形でなされるんですか。だれか司会者みたいな……

博物館次長 歴史と民俗の関係の学芸員がおりますので、そちらが司会者になりましてお話を伺いたいというふうに考えております。

委員長 恐らく考えてらっしゃると思うけれども、ただ問わず語りに聞くだけでは、やはりちょっと漠然としちゃうでしょうから、細かい項目、例えばある時代に区切ってとか、地域とか、テーマ別とか、何かそういう、ある程度の枠組みを構築しておいて、その話をめぐってきちんとお聞きするようなね。

博物館次長 そうですね、初めてですので、どういった話が出てくるか、ちょっとわかりませ んので、皆さんにお伺いしてから、次回からはそういうふうな形にしたいと思っ ています。

飯沼委員 委員長おっしゃったとおり、いろいろな項目で文化とか歴史とか社会状況だとか経済状況だとか戸定邸の跡はどうなっている、特に戸定邸が寄附される前後のお話なんかを石崎さんかなり詳しい方なので、松戸で大事にしている文化的なものを掘り下げて、事実をきちっと記録し、残せて、後世に残せるようなものができたらいいなと思うんですけれども。

委員長 そうですね、これ1回限りではちょっと十分ではないでしょうから、少しシリーズ的にお考えになるとか……。なかなか大変ですけども、どうぞひとつよろしくお願

します。

きょう用意いたしました議案、それから報告、その他、以上です。

それでは、きょうは早く終わりましたので、少し我々の方からご報告させていただいてよろしいでしょうか。

先般、11月13日、14日にわたって全国市町村教育委員会の研究協議会というのがございました。関東から北海道までを第1ブロックと言っているんですが、主催は文部科学省、それから山梨県教育委員会、山梨県市町村教育委員会連合会で行いました。

内容は、2日にわたってまして、初日は行政説明ということでほぼ1時間、文部科学省の初等・中等教育企画課長のお話がありました。それからホスピスティから見た命の教育ということで、講演がありました。

その後、パネルディスカッションで地域の教育力の向上についてと。

翌日、分科会がございました。根守先生は「家庭の教育力向上のための教育委員会の支援について」、私は「少子化と学校の統廃合について」という分科会に出ました。

まず行政説明の中で、文部省が特に強調したことをごくかいつまんでご報告します。

第1点は、義務教育の国庫負担制度の見直しについて、これにつきましては、ご承知のとおり経済財政諮問会議、それから地方分権改革推進会議というのがありまして、これが義務教育費の国庫負担制度の見直しをしると。これについて文部省としては、教育は国の関与ではなくて、国の義務だということで、死守をするというようなことで行いました。

ただ、共済費の長期給付、それから退職手当等に係る経費については国庫負担対象から外して、平成15年度から18年度にわたって段階的に縮減すると。それで約5,000億減額する、そんなことを言うておりました。それが1つです。

それから、構造改革特区について、これはつい昨日、衆議院を通りましたね。その中で教育の株式会社化ということの提案があった。それはもう絶対困ると。それが2つ目。

3つ目は、学校の評価と情報提供について。これぞ学校の改革のために必須だということをしきりに言われておりました。要するに、これはほとんど義務づけたこと、これによって意識改革も行われ、まず学校の情報を提供する、それからそれについて当然評価をする。もう申し上げるまでもないと思います。

その4点は教員の人事管理の課題と施策についてと、指導力不足教員の対応、それから優秀な教員への対応。優秀な教員については表彰制度、それから給与上の措置を講ずると、そういうことの調査研究を委嘱したと、それを強調して行いました。

それから5点目、教員の評価に関する提言というんですか、公務員制度改革大綱というのが閣議決定されまして、それに基づいて新しい人事制度を構築する。要するに能力、職責、業績を適切に反映したインセンティブに富んだ給与処遇を実現しようと。基本給、職責手当、業績手当からなる新たな給与制度を導入する。能力評価と業績評価、これも教育の方に大いに取り入れたいということをしていました。

それから、10年経験者の研修をしたいと。国公立の小学校、中学校、高等学校の教諭等に対し、任命権者は在職期間が10年、特別な事情がある場合には10年を標準として任命権者が定める年数に達した後、相当な期間内で個々の能力適正に応じて教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修、10年研修を実施すると、これを言っておりましたね。

その次は、これはもう周知のことですけれども、新学習指導要領と5日制について、文部省は決して揺らいではないと。要するに基礎基本の徹底こそ大事、これが教育の根本であると、これを何度も何度も繰り返していました。

それから、教育基本法の見直し、特にこの中では、要するに今までは個性ということを非常に強く言われていたけれども、もう一つ、公共というものの意識を新たに注入しなきゃいかんと。公共に関する国民共通の規範の再構築と、公共に主体的に参画する意識や態度の涵養の視点、日本人のアイデンティティー、伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心の視点、国際性の視点、こういうものを重視したいと。ただし国を愛する心を大切にすることや、我が国の伝統、文化を尊重することが、国家至上主義的、全体主義的なものにならないことは言うまでもない。

それともう一つは、それに附帯して教育振興基本計画のあり方と、こういうものもしっかり制定したいと。それで、いろんなこの改革について、例えば5年というような年数を限って、そこで評価するようになっていきたいと言っておりましたね。

それから、あと教育情報ナショナルセンターというのがありまして、これにあらゆる教育情報がありますからそれに接触してくれというようなことをしていました。

それからLネット、文部科学省からの情報発信、これを大いに利用してくれということをしていました。

1時間ぐらいの間やるんですから、とてもとてもすごい走り、私も割とまめにとったんですけれども、今申し上げたことが大体重点でした。

あと余り細かいことは省きます。

根守委員 第2分科会は「家庭の教育力向上のための教育委員会の支援」と、教育委員会

の支援というようなことで参加しました。

その中で、山梨市の教育長さんが、山梨市民憲章から、生涯学習のまちづくり都市宣言、このような宣言をしております、重点的にやっているということの発表でした。

山梨市というところは3万2,000というような人口でして、とてもやりいいような話しぶりでした。

でも社会教育の施設はすごく整っていると。中央公民館、市民会館、公民館、それから総合体育館、記念体育館、市民スポーツ広場、図書館とか。人口の割には施設が随分整って多くあるなど。

その中で、山梨市の教育目標、この目標もやはり都市宣言からおろされた教育目標でございます、「新しい時代を主体的、創造的に生き、たくましく心豊かな人づくり」、それから「一人一人を生かし、生きがいのある生涯学習の推進」と、松戸もそのとおりでございますけれども、市の方針から出ていて、生涯学習社会の推進、要するに生きがいのある生涯学習の推進というようなことを説明されておりました。

特に私、この中で興味があったのは、幼児期にきちんと家庭教育力を高めるための施策を打ち立てて、それに従った教育をしていかなければいけない。幼少関連と松戸では言われておりますし、それから幼保との関連というようなことなども言われておりますけれども、このことについて、第2分科会は幼保、要するに幼児期の教育をどうするかということと、それから後は、3歳児教育と、3歳になるまでのしつけ、あとはあいさつとか、健康方面、体づくり、それから心の教育といいたいまいしょうか、3歳児の取り組みということはこの山梨市ではやっている。

どのようにやっているかという質問をしましたら、3歳児健診のときに、親としてちゃんと子供を育てていけるような研修を盛り込んでいるということでした。家庭で心がけるべきことということで、3歳児なりとも善悪の判断をしっかりと教えることだというようなことを強調しておりました。

やはり教育の原点は家庭にあるんだなということ、大人が子どもの範でなければいけないんじゃないかなというようなことなど感じながら、お話を伺ってまいりました。

それから、特に強調しておりましたけれども、実態の中で、学校や塾など外部の教育機関に対するしつけや教育の依存、要するに親が塾、学校に依存しているところがあるのではないかと。

それと、やはり自然を大事にしながら、安全に子どもたちが安心して遊べる施設、そうい

うようなものを行政の方では確保していく必要があるのではないか。

子ども同士の遊びというようなもの、隣近所の子どもたちと異年齢的な人たちとの遊びがあつて、そこでしつけだとか、上下の関係だとか、そういうようなものを自然に学んでいった。遊んで、そしてお互いに力をつけていくとか、しつけ方面もきちんと備わっていくのではないかというようなことなど話されておりました。

教育委員会の主な事業として、3歳児はもちろんのこと、地域アニメーター、生涯学習ボランティアの養成と活動などもやられておるようです。それから都市づくり子どもフォーラム、松戸でもいろんな場面をとらえて発表大会みたいなことをやっておりますし、フォーラム的な活動などもやっているだろうと思います。

それから、山梨の子どもフェスティバル、これは言葉がかわっても松戸でもやっておりますので、それぞれこれはどこでも全国どこ行っても、もうボランティア的な活動でやっているというようなことだろうと思います。

それと、家庭内教育力充実事業というようなことをやっているとのこと。

どうしてそういうようなことをやるかと、松戸でもジェンダーフリーとしてやっておることですが、基本的な生活習慣がどのようになっているか、調査し、それから課題を出すと。非常に今の子どもたちは頭でっかちで、コミュニケーションが図れないでいる。友達と仲良く遊ぶというようなことができないでいるということで、どのような企画をして課題をクリアしていけばいいのかというようなこと。

それから、しつけの欠如、やはり過保護だけではなくて、親としての自信を失っているんじゃないかというようなこと、そういうような現状を踏まえて、課題解決に向けていくということなど説明がありました。

今後の課題ということで、3歳児までの教育の重要性、これを全国に啓発したいという話をしておりました。母子手帳交付のとき、母親になる、子どもが生まれる、そういう機会をとらえてどのように育てたらいいかという具体的な研修をやっていくということもお話ししておりました。

そして、質問の中にですね、今の若い父も母もそうだけれども、若い人たちは先輩に学ぶとか、年寄りの経験を聞く耳を持たないというような話がありました。特に核家族になっておりますので、そういう先輩の話をじっくり聞いて、そして自分はこう思うというようなことで対処していかないと、幾ら心配しても、幾ら施設をつくっても、幾ら研修をしても、本当に家庭の教育力はよくなるまいというような意見で終わりました。

本当に説明不足かもしれませんし、お聞き苦しいところがあったかと思いますが、以上、第2分科会の報告とさせていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございました。

それでは、第4分科会、私の場合は「少子化と学校の統廃合」ということで、東京の荒川区です。ここは昭和32年に小中児童数が4万3,000、それが平成14年度には1万を割っているんですね、9,500と、ものすごい少子化が進みました。

これは第1次計画と第2次計画がありまして、第1次計画は昭和59年から平成13年度まで、小学校4校を2校に統合、それから中学校の8校を3校に統合しちゃったんですね。これは約17年間かかって完成したそうです。

それから、第2期に入りまして、これは平成12年度から策定を始めて、そこでは小学校9校を4校に、それから中学校4校を2校に統合すると、こういうのが第2期の取り組みだったそうです。ところがこれは結局白紙に戻った。その理由は何かといいますと、通学区域の自由化ということと同時に始めたんです。そうすると、要するに最初はこの地域に何人の子どもがいるから、この学校は要るとか要らないという統合が今まではできたんだけど、通学区域の自由化をすると確定できない。それで結局第2期の方は、今申し上げたような小学校9校を4校、中学校4校を2校に統合するという統合計画は白紙に戻って、結局できないんですね。今はこれは足踏みをしているという状況なんだそうです。

いずれにしても、児童数が100名以下の小学校が3校もある。非常な少子化が進んでいる地域。それで、適正規模はどうなんだというんですが、ここでは一応小学校は12学級から18校学級、中学校は9学級から18学級と、こういうものが適正規模だろうと。それに照らして、今のそういう統廃合をしたということです。

いずれにしても、大変な荒療治をやり遂げたんですね、第1次においては。中学校8校を4校にしてしまったと、地域の実情がそういうことだったんだらうと思いますが、ですから今、松戸でどういう取り組みをこれからしなきゃいけないのか、小学校47校、中学21校ありますが、今の少子化が進む中で、恐らくこれに取り組みざるを得ないんでしょうけれども、そういう通学区域の自由化という問題とどう絡んでいくかというのは非常に難しい問題だと思いました。

大体そんなところですよ。

檜山委員 あいた学校は何にしているんでしょうね。

委員長 区の体育施設にしていると。やはりいろいろな施設が足りないみたいですね。で

すからそういう総合体育館をつくったり……。

檜山委員 下町では、またマンションが急増して、また学校が足りないと言っている地域があります。

委員長 そうですね、イタチごっこになるでしょうね。それでは、次回の定例会議の日程を決めさせていただきます。

企画管理室長 12月につきましては市議会が開かれますので、ちょっと変則となりますが、19日木曜日の午後3時半からこの5階会議室というふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

委員長 先生方、いかがですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回の教育委員会会議は12月19日木曜日、午後3時30分から、場所は5階の会議室ということでございます。

◎閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして平成14年11月の定例教育委員会会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員